

期限内の申告を！ 平成24年分 所得税の確定申告は

3月15日(金)まで

大和税務署 ☎(262)9411
市民税課 ☎(235)8594

平成24年分所得税の確定申告期間は、2月18日(月)～3月15日(金)です。申告書はご自身で作成し、大和税務署への早めの提出にご協力をお願いします。

また、市役所でも次のとおり受け付けを行います。

市役所でできる確定申告

▼会場 市役所702・703会議室

▼対象 ▼収入Ⅱ給与と公的年金のみで源泉徴収票をお持ちの方

▼控除Ⅱ医療費・社会保険料・生命保険料・扶養控除の追加など

▼日時 2月18日(月)～3月15日(金) (土日は除く。ただし、2月24日・3月3日(日)は実施)

▼午前の部 8時30分～12時(受け付けは11時まで。11時前に100人を超えた場合は午後の部へ)

▼午後の部 13時～17時15分(受け付けは15時30分まで)

※混雑時は受付終了時間が早まる場合があります。
※3月2日(土)(8時30分～12時)の市役所土曜開庁日は、完成した申告書の提出に限り市民税課窓口で收受します。

▼注意事項 市役所への郵送による提出はできません。



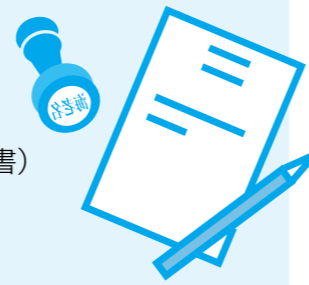
確定申告、市・県民税の申告に持参するもの

所得税の確定申告は①～⑨、市・県民税の申告は①～⑤を持参してください。

- ①印鑑、筆記用具および計算用具
- ②源泉徴収票(原本)
- ③社会保険料の年間納入額が分かる領収書または証明書(国民年金は控除証明書)
- ④生命保険・地震保険など各種控除証明書(年末調整分を除く)
- ⑤医療費控除がある場合

領収書(あらかじめ合計額を計算してください)と高額療養費、分べん費など医療費の補てんを受けた場合は、その金額の分かるもの

- ⑥申告者本人の銀行口座番号
- ⑦前年分の確定申告をしている方は、その確定申告書の控えまたは写しなど
- ⑧税務署から申告書やお知らせはがきが郵送された方は、その用紙など
- ⑨e-Taxを利用されている方は、利用者識別番号と暗証番号



忘れないように
ご注意ください

◆確定申告でe-Taxを利用する方へ～電子証明書を発行します～◆ 大和税務署(235)4969

1月19日、2月2日・16日、3月2日の土曜開庁日は、通常業務に加え、電子証明書(公的個人認証サービス)の発行業務を行います。発行に関する詳細は、お問い合わせを。《持ち物》住民基本台帳カード・運転免許証やパスポートなどの顔写真付き公的証明書 《費用》手数料500円

市役所でできない確定申告

次の①～④に該当する場合は、直接大和税務署で申告を行ってください。

- ①給与・公的年金以外の収入に関する申告(事業・不動産・配当・一時・公的年金以外の雑(報酬・原稿料・講演料など)・譲渡所得など)
- ②住宅借入金等特別控除の申告
- ③雑損控除の申告
- ④平成23年分以前の申告

公的年金などに係る確定申告

平成23年分以後、公的年金などの収入金額が400万円以下で、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、確定申告をする必要がなくなりました。ただし、所得税の還付を受けるための確定申告書を提出することはできません。

また、確定申告が不要な場合でも、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がある場合には、市・県民税の申告が必要です。

市・県民税(住民税)の申告

平成25年度市・県民税の申告書の提出期限は3月15日(金)です。

申告がないと、国民健康保険税や介護保険料などの金額に影響があるほか、課税証明などの発行ができなくなる場合がありますのでご注意ください。なお、次の①～④に該当する方は申告不要です。

- ①所得税の確定申告をした方
- ②昨年中の収入が給与のみで、年末調整済みの給与支払報告書が勤務先から市に提出されている方
- ③昨年中の収入が公的年金のみで、収入金額が400万円以下であり、公的年金などの源泉徴収票の控除内容に変更や追加(医療費控除など)がない方
- ④市内に居住する方の年末調整や確定申告で扶養親族になっている方

▼申告方法 2月16日(土)までは市民税課窓口(土曜開庁日も含む)で、2月18日(月)～3月15日(金)は市役所702・703会議室で確定申告と同様の時間内に申告してください。また、郵送による提出も可能です。

税理士による無料申告相談会

▼日時 2月13日(水)・14日(木)・15日(金)

▼午前の部 9時～12時(受け付けは11時30分まで)

▼午後の部 13時～15時30分(受け付けは15時まで)

※混雑する場合は、受け付けを先着順で早めに締め切り、午後の受け付けを行わない場合もありますのでご注意ください。

▼会場 市役所702・703会議室

▼対象 小規模納税者(前年の所得金額が300万円以下の方)の所得税・消費税、年金受給者および給与所得者の所得税の申告(議

渡所得がある場合、所得金額が高額な場合、ことし初めて住宅借入金等特別控除を受けられる場合および相談内容が複雑な場合などを除く)

※国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力すると税額が自動計算され、申告書を作成することができます。
※所得税の確定申告関係用紙は、国税庁ホームページからダウンロードできるほか、税務署で配布します。また、2月初旬からは市民税課窓口でも配布します。

納付済額通知が 変更になりました

平成24年分確定申告および平成25年度市・県民税申告に使用できる、介護保険料、後期高齢者医療保険料および国民健康保険税の納付済額通知を1月下旬までに送付します。

今回の送付分から、各納付済額を原則1枚のはがきにまとめてご案内しますので、申告の際は記載内容をよく確認の上、使用してください。

- 大和税務署(235)4952
- 後期高齢者医療保険料=保険年金課 (235)4595
- 国民健康保険税=保険年金課 (235)4594